

大台町空家等管理活用支援法人の指定に関する審査基準

令和5年12月13日公表

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律(令和5年法律第 50 号)により改正された空家等対策の推進に関する特別措置法(平成 26 年法律第 127 号)第 23 条第1項に基づく空家等管理活用支援法人(以下「支援法人」という。)の指定に関しては、支援法人の活用に関する本町の方針が定められるまでの間、町長はこれを行わないこととする。